

	<h2>区職員の懲戒処分について</h2>
と き	2月10日（水）発表
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

【公表内容】

1 公務外における交通事故

- (1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容
都市整備部 主査 57歳 男性 戒告

(2) 概要

当該職員は、平成30年4月27日、自家用自動車を運転中、十字路交差点に進入した際、安全進行義務を怠り、走行してきた自動二輪車との接触はなかったものの、相手方を転倒させた。この事故により、相手方に右手首骨折等の傷害を負わせた。

このことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

2 処分年月日

令和3年2月3日

【問い合わせ】

練馬区 職員課 人事企画担当係 電話03-5984-1287